令和5年度水の日記念シンポジウム企画運営業務委託 公募型企画コンペ実施要項

1 業務概要

(1)委託業務名

令和5年度水の日記念シンポジウム企画運営業務委託

(2)目的

水循環基本法に定められた「水の日(8月1日)」に合わせて熊本の宝である地下水の 魅力を発信するシンポジウムを開催することにより、熊本地域(※)一体となった地 下水保全意識の向上を図ることを目的とする。

(※)熊本地域とは、熊本市、菊池市(旧泗水町、旧旭志村)、宇土市、合志市、大津町、 菊陽町、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町からなる 11 市町村

(3)業務内容

基本仕様書(以下「仕様書」という。)のとおり

(4)履行期間

契約締結日から令和5年(2023年)9月20日まで

(5)提案上限額

金 1,320,000 円 (消費税及び地方消費税相当額を含む)を上限額とする。

※上記提示額は、提案に当たっての上限となる額であり、この上限額を超える提案は 無効とする。なお、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することになる。

(6) 支払条件

本委託業務完了後に一括して支払う。

2 担当課

〒860−0861

熊本市中央区安政町8番16号 村瀬海運ビル4階

公益財団法人くまもと地下水財団 事業課

担当:古閑、進野

電 話:096-227-6678 FAX:096-247-6661

電子メール: info@kumamotogwf.or.jp

3 スケジュール

内 容	日程
財団ホームページ公開	令和 5 年(2023 年)3 月 10 日
実施要項及び関係書類の配布期間	令和5年(2023年)3月10日~3月22日 正午
参加表明書の提出期限	令和 5 年(2023 年) 3 月 22 日 正午

仕様書等に対する質問の締切	令和 5 年(2023 年)3 月 22 日 正午
参加資格決定通知(発送)	令和5年(2023年)3月23日(予定)
質問書への回答	令和5年(2023年)3月27日(予定)
企画提案書の提出期限	令和 5 年(2023 年)4 月 7 日 正午
審査会	令和5年(2023年)4月14日~18日(予定)
審査結果通知(発送)	令和5年(2023年)4月19日(予定)
契約締結	令和5年(2023年)4月27日(予定)

[※] ただし、参加表明者の数によりスケジュールを変更する可能性がある。

4 参加資格

本業務に係る企画提案に参加できる者は、次の要件を全て満たす者であること。

- (1) 熊本県物品・業務委託等に係る競争入札参加資格申請を行い、参加資格者名簿に登録されている者であること。さらに、業種として、第1分類「(12)催事関係業務」・第2分類「①企画・運営業務」及び第1分類「(12)催事関係業務」・第2分類「②会場設営」での登録をしていること。
- (2)業として本件企画コンペに付する契約に係る業務を営んでいること。
- (3)過去5年の間に、種類及び規模が類似する業務の受託実績を2件以上有している者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更正手続の開始の申立て 又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続の開始の申 立てがなされた場合は、それぞれ更生計画の認可決定又は再生計画の認可決定がなさ れていること。
- (5)熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領 (平成 14 年熊本県 告示第 811 号) による指名停止期間中でないこと。
- (6) 熊本県内に本店又は支店、営業所等を有する者であること。

5 公募型企画コンペ実施要項及び関係書類の配布

(1)配布方法

財団ホームページに掲載するほか、希望する場合は2の担当課で配布する。 郵送又は電送(FAX、電子メール等)による配布は行わない。

(2)配布期間

財団ホームページ公開の日から令和 5 年(2023 年)3 月 22 日までの午前 8 時 30 分から 午後 5 時までとする。ただし、財団営業日に限る。

※最終日の令和 5 年(2023 年)3 月 22 日については、正午までとする。

6 参加表明書等の提出

本件企画コンペの参加希望者は、次のとおり参加手続きに要する関係書類(以下「参加表

明書等」という。)に、必要事項を記入のうえ提出し、参加資格の有無について財団理事長の 確認を受けなければならない。

(1)提出先

2の担当課

(2) 提出期間及び提出時間

財団ホームページ公開の日から令和 5 年(2023 年)3 月 22 日までの午前 8 時 30 分から 午後 5 時までとする。ただし、財団営業日に限る。

※最終日の令和 5年(2023年)3月22日については、正午までとする。

- (3)提出書類
 - ① 参加表明書(様式第1号)
 - ② 参加資格審査調書(様式第2号)
 - ③ 業務経歴書(様式第3号)
- (4)提出方法

持参又は郵送(一般書留又は簡易書留)によること。郵送により提出する場合は、提 出期限までに必着のこと。電送(FAX、電子メール等)による提出は認めない。また、 不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

(5)提出部数

1部とする。

(6)参加資格の確認

参加資格の確認は、参加表明書等の提出期限日をもって行うものとし、結果(参加資格がないと認めた場合はその理由も含む)については、書面により通知する。

- (7)参加資格がないと認めた者に対する理由の説明
 - ① 参加資格がない旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 5 日 (休日を含まない)以内に、財団理事長に対して参加資格がないと認めた理由について、書面 (様式自由) により説明を求めることができる。
 - ② 財団理事長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日(休日を含まない)以内に、説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 企画コンペ説明会

説明会は実施しない。

- 8 仕様書等に対する質問
 - (1) 仕様書等に対する質問がある場合においては、次のとおり質問書(様式第4号)を提出すること。
 - ① 提出方法

書面により持参、FAX 又は電子メールにて提出すること。ただし、FAX、電子メールの場合は、必ず電話で着信を確認すること。

② 提出期間及び提出時間

財団ホームページ公開の日から令和 5 年(2023 年)3 月 22 日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、財団営業日に限る。

※最終日の令和 5 年(2023 年)3 月 22 日については、正午までとする。

③ 提出先

2の担当課

- (2)(1)の質問書に対する回答は、次のとおり閲覧に供する。
 - ① 閲覧期間

令和5年(2023年)3月27日までに開始し、令和5年(2023年)4月7日までとする。

② 閲覧場所

2の担当課 ※財団ホームページにも掲載

- 9 企画コンペに参加する者が l 者である場合の措置 参加する者が l 者であっても企画コンペを実施し、契約候補者の選定を行う。
- 10 企画提案書等の提出
- 6 (6)の通知により参加資格があると確認された者は、企画提案書提出書及びその他の必要書類(以下「企画提案書等」という。)を提出すること。
 - (1)提出先

2の担当課

(2) 提出期限及び提出時間

令和5年(2023年)4月7日正午まで。

※最終日以外は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、財団営業日に限る。

- (3)提出書類
 - ① 企画提案書提出書(様式第5号)
 - ② 業務の実施体制(様式第6号)
 - ③ 企画提案書(様式自由)
 - ④ 概算見積書(様式自由)
- (4)提出書類等の仕様
 - ① 企画提案書等は A4 サイズとする。また、図面等 A4 サイズより大きな書類がある場合は A4 サイズに折り込むこと。
 - ② 概算見積書は、内訳及び積算が分かるように記載すること。
- (5)提出部数
 - ・10(3)① 1部(正本)
 - 10(3)②から④については、各7部(正本1部、副本6部)提出すること。
 - ※正本にのみ社名の記載及び代表者印を押印し、副本は社名、代表者印及び担当者名 等を伏して提出すること。
- (6)提出方法

持参又は郵送(一般書留又は簡易書留)によること。郵送により提出する場合は、提 出期限までに必着のこと。電送(FAX、電子メール等)による提出は認めない。また、 不慮の事故による紛失又は遅配は考慮しない。

(7) その他

- ① 提出する提案は企画コンペ参加者 1 者につき 1 提案とする。
- ② 提出された企画提案書等は返却しない。

11 受託者の選定

(1) 実施体制

財団が設置する「令和 5 年度水の日記念シンポジウム企画運営業務委託審査会(以下「審査会」という。)」において、企画提案書等の審査を実施し、契約候補者を選定する。なお、書類審査のみとし、プレゼンテーションは実施しない。

選定された契約候補者が本業務の契約を辞退したときや、その他の理由で契約を締結できない場合は、次点の者(評価点数が満点の6割以上の者に限る。)を契約候補者として選定する。

(2)審査基準

審査会での審査の評価項目及び評価基準並びに配点は、「令和5年度水の日記念シンポジウム企画運営業務委託審査会 審査基準」のとおりとする。

12 審査結果の通知

審査会実施後、参加者全員に通知する。

- 13 契約候補者として選定されなかった者に対する理由の説明
- (1)契約候補者とならなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して 5日(休日を含まない)以内に、財団理事長に対して契約候補者として選定されなか った理由について、書面(様式自由)により説明を求めることができる。
- (2) 財団理事長は、説明を求められたときは、説明を求めることができる期間の最終日の 翌日から起算して7日(休日を含まない)以内に、説明を求めた者に対し書面により 回答する。

14 提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 企画提案書等が提出期限までに提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 著しく信義に反する行為を起こした場合

- (4) 「4 参加資格」のいずれかの要件を満たさなくなった場合
- (5)審査の公平性に影響を与える行為があった場合

15 その他の留意事項

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出期限までに参加表明書等を提出しなかった場合は参加者として認めない。
- (3)参加表明書等及び企画提案書等の作成、提出に係る費用は提出者の負担とする。
- (4) 財団は、提出された参加表明書等及び企画提案書等ついて、参加資格の確認及び審査 会での審査以外に提出者に無断で使用しない。
- (5) 財団は、企画提案書等の提出期限までは本書及び基本仕様書を修正できることとし、 その際は電子メール等により通知するものとする。
- (6)提出期限後における参加表明書等及び企画提案書等の追加、差し替え及び再提出は認めない。
- (7)参加資格の確認を行った日の翌日から審査会までの間に、参加資格があると認められた者に参加資格がないことが判明した場合は、当該参加資格確認の通知を取消し、理由を付して通知するものとする。この取消しの通知を受けた者は、通知を受け取った日の翌日から起算して5日(休日を含まない)以内に、財団理事長に対して参加資格がないと認めた理由について、書面(様式自由)により説明を求めることができる。
- (8) 契約候補者の決定後契約締結までの間に、契約候補者が4に規定する参加資格を満た さなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。
- (9)参加表明書等に虚偽の記載をしたことが判明した場合は、当該参加表明書等を無効とし、参加資格の取消し、業者選定の取消し、契約締結の保留又は契約の解除等の措置をとる。
- (10) 審査結果に対する異議は一切受け付けない。
- (11)契約保証金は免除する。
- (12)参加表明書等を提出した後、都合により企画提案に参加しないこととなった者は、 参加辞退届(様式第7号)を提出すること。